

申請される皆さまへ

新型コロナウイルス感染症における 緊急小口資金等の特例貸付申請書について

緊急小口資金等の特例貸付申請についてご案内いたします。

ご一読いただき、申請書にご記入されましたら、郵送または持参にて、申請書類の提出をお願いします。なお、郵送の場合、申請書類に不備がありますと、来所にて訂正をしていただくこととなります。また、持参の場合は、お電話にてご予約のうえ天王寺区社会福祉協議会の受付窓口にご提出ください。その他、不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染予防のため、郵送や電話での対応を推進しておりますことや、面談はご予約いただくことに、ご理解・ご協力をお願いいたします。

◆申請手続きをする前に

- ①当方で受付できる方は、天王寺区在住で住所地と住民票が一致している世帯の方となります。
- ②貸付できない世帯の条件があります。
 - ・ 生活保護受給中の世帯
 - ・ 破産申し立て手続き中の方
 - ・ この特例貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
 - ・ 借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- ③新型コロナウイルス感染症を、現在発症している、濃厚接触者となっている、受診はしていないが咳・発熱等で体調がすぐれない、という場合は、電話や郵送で対応させていただきます。

確認事項

- **申請書類は全てご記入**のうえご提出ください。
- 記入については、記入例をご参照ください。住民票等ご用意いただくものは、各資金の**ご案内用紙の裏面**と、**必要書類チェックシート**をご確認のうえご準備ください。
- 申請書類の記入については、必ず**黒ボールペン**をご使用ください。
※鉛筆やこすると消えるペンなどは使用しないでください
- 誤字等で書類を修正する場合は、その部分に**二重線を引き、上から修正印**を押してください。 ※修正ペンや修正テープは使用しないでください
- **2つの特例貸付を同時に申請することはできません。**まずは『緊急小口資金』から申請してください。『総合支援資金』については、『緊急小口資金』貸付を受けた後に申請する方が早い対応となります。申請希望の場合はご相談ください。

(裏面に続く)

○書類の書き方等、ご不明な点がございましたら、お電話でお問合せください。
詳しく説明させていただきます。

◆申請書類の提出について

申請書類の提出については、『郵送提出』と『来所提出』がございます。

詳しくは以下をご確認ください。

※コロナウイルス感染のリスクを減らすため、郵送での提出にご協力ください

郵送提出の場合

○申請書類等は同封している返信用封筒に入れ、郵送してください。

○郵送料についてはご負担となります。

○ご送付いただいた申請書が到着次第、こちらからお電話いたしますので、必ずご連絡の取れる電話番号をご記入ください。

○申請書類に不備がありますと受付できませんのでご注意ください。その場合は、来所にて訂正していただくこととなります。

○申請書類は控えとして、必ずコピーをお取りください。

来所提出の場合

○お電話にて予約のうえ天王寺区社会福祉協議会へ申請書類をご持参ください。

※対応時間：平日（月～金曜日） 午前10時～午後4時まで

※予約なしでの来所はご遠慮ください

○提出時には、印鑑をご持参ください。（訂正時に必要となります）

○お一人の書類確認時間は、感染予防のため20分以内とさせていただきます。

※館内の混雑を回避するために、書類記入テーブルを設置しておりませんので、必ず前もって書類記入いただきますよう、お願いします。

～申請窓口・申請についての問合せ～

天王寺区社会福祉協議会

〒543-0074 大阪市天王寺区六万体町5-26

電話：06-6774-3377

※書類提出後の審査結果・入金等の問合せについては
お答えすることができません。

大阪府社会福祉協議会（コールセンター）

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15

電話：06-6776-2232（9:15～17:00まで）